

# 令和6年度 久留米市会計年度任用職員 (外国人のくらし相談員) 採用試験案内

## 1 職務内容及び採用予定人員

| 試験区分       | 主な職務内容                                                                                                                                                                 | 採用予定人員 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 外国人のくらし相談員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人住民の相談窓口における相談対応</li> <li>外国人住民への暮らしに関する情報提供</li> <li>専門相談等の通訳支援や行政文書等の翻訳業務</li> <li>その他市民相談に関する業務(ワード・エクセル等の使用あり)</li> </ul> | 1人     |

(1) 久留米市が同日に実施する試験との併願はできません。

(2) 一定の基準に満たない場合は、合格者数が採用予定人員を下回ることがあります。

## 2 受験資格

| 受 験 資 格                                     |
|---------------------------------------------|
| 不問 (参考: 英語検定2級またはTOEIC 600点と同程度以上の語学力を有する人) |

(1) 任期付職員・任期付短時間勤務職員・会計年度任用職員として過去に勤務したことがある人、または現在勤務している人も受験できます。ただし、任期付職員もしくは任期付短時間勤務職員として勤務する人で、令和7年度に任期を有する人は受験できません。

(2) 国籍、年齢は問いません。なお、日本国籍を有しない人の受験資格等の詳細については、「3 日本国籍を有しない人の受験資格」に記載しています。

(3) 上記の受験資格があっても、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

①禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

②久留米市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 3 日本国籍を有しない人の受験資格

(1) 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

#### 4 試験の日程・会場及び方法・内容

| 区分    | 試験科目 | 方法・内容                                     | 日時・会場                                                                                                                          |
|-------|------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 書類審査 | 採用試験申込書及び事前作文の審査                          | —                                                                                                                              |
| 第2次試験 | 専門試験 | (40分程度)<br>英訳に関する筆記試験による課題に対する英語翻訳力の審査    | 日時: 2月22日(土)<br>午前10時00分集合<br>会場: えーるピア久留米<br>210・211研修室<br>※第2次試験は第1次試験通過者のみになります。<br>スケジュール等詳細については、第1次試験の合格者発表時に郵送により通知します。 |
|       | 人権問題 | (5分程度)<br>人権に関する一般的な知識等について、択一式による筆記試験    |                                                                                                                                |
|       | 面接試験 | (20分程度)<br>面接を通じて、職員としてふさわしい人物かどうかを判定する試験 |                                                                                                                                |

- (1) 試験の日程は予定です。変更があった場合は、受験者に別途お知らせします。
- (2) 第2次試験で受験上の配慮(補聴器や車いすの使用など)を希望する人は、1月31日(金)午後5時15分までにご連絡ください。補聴器や車いすなど、受験時に使用する補装具等については、各自で用意してください。  
拡大文字は、文字の大きさを基本的にこの大きさ(14ポイント)に拡大します。なお、点字受験はできません。
- (3) 作文課題は、日本語による出題で、それに対する解答も日本語で行っていただきます。
- (4) 専門試験は、日本語による出題で、それに対する解答は英語で行っていただきます。
- (5) 面接試験は、日本語と英語で質問を行います。日本語による質問には日本語で、英語による質問には英語で応答を行っていただきます。

#### 5 第2次試験当日に持参するもの

受験票、筆記用具(鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)

※試験中に使用できる時計は、時計機能のみのものに限りです。

※試験時間中は、携帯電話やタブレット端末を含む全ての電子機器の使用を一切禁止します。

#### 6 申込受付期間及び申込方法

##### (1) 申込受付期間

**令和7年1月15日(水)～令和7年1月31日(金)**  
**午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日は受け付けません。)**  
**郵送の場合は、令和7年1月29日(水)消印有効**

- ① 申込み記載事項に不正がある場合、公務員として相応しくない非違行為等が判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。また、採用後に不正が発覚した場合、非違行為等が判明した場合は、免職等になることがあります。
- ② 日本国籍を有しない人の場合は、「在留カード」により在留資格等を確認します。

## (2) 申込方法

「受験申込書」に必要事項を記入し、「作文課題」を添えて、次のいずれかの方法で申し込んでください。なお、提出された申込書類は一切返却いたしません。

### ① 持参する場合

久留米市協働推進部広聴・相談課（久留米市本庁舎 6 階）に持参

### ② 郵送する場合

封筒の表面に「受験申込み」と朱書きし、裏面に差出人の住所・氏名を明記、110円切手を貼った返信用封筒を必ず同封（受験票郵送用）のうえで、久留米市広聴・相談課宛てに、特定記録又は簡易書留で送付してください。これによらない場合の事故については責任を負いません。

## (3) 受験票の交付

受験票は、持参の場合は受付時に交付し、郵送の場合は後日郵送します。受験票が届かない場合又は紛失した場合は、2月17日（月）までに久留米市協働推進部広聴・相談課に連絡してください。

## 7 合格者の発表及び試験成績の開示

### (1) 合格者発表

合格者の受験番号を久留米市のホームページへ掲載するとともに、受験者全員に合否の結果を郵送により通知します。なお、電話等での合否に関する問合せへの対応は、一切行いません。

#### ① 第1次試験の合格者発表

日時：2月6日（木）午前9時

#### ② 第2次試験の合格者発表

日時：3月6日（木）午前9時

### (2) 試験成績の開示

試験成績は、本人に限り開示の請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。

① 対象者 各試験の不合格者（すべての試験科目を受験した人に限ります）

② 請求方法 「受験票」「本人であることを示す書類（運転免許証等）」を、久留米市協働推進部広聴・相談課まで持参してください。

③ 開示内容 順位・科目別得点・総合得点を開示します。

④ 開示期間 各試験の合格発表の日から1か月間

## 8 任用期間等

最終合格者は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで任用されます。

なお、勤務成績が良好で公務の運営上必要がある場合に限り、原則2回最大4回まで再度の任用をする場合があります。

## 9 給与及び主な勤務条件等

| 種 類   | 内 容                                                      |
|-------|----------------------------------------------------------|
| 給 与   | 報酬月額：２１９，４５０円(地域手当含む)<br>諸 手 当：期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当等あり |
| 勤務時間  | １日当たり７時間の週５日勤務（週３５時間）<br>午前９時００分から午後５時００分まで              |
| 休 日 等 | 原則、土曜日・日曜日・祝日、年末年始                                       |
| 休 暇 等 | 年次有給休暇、特別休暇、育児休業等あり                                      |
| 福利厚生  | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険                                         |
| 勤 務 地 | 久留米市本庁舎（協働推進部広聴・相談課）                                     |

(注) 上記金額は、給与改定等により変更になることがあります。

## 10 受験申込み及び問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3 久留米市協働推進部広聴・相談課  
電話：0942-30-9017（直通）FAX：0942-30-9711  
メール：sodan@city.kurume.lg.jp

## 第2次試験会場案内図



- ◆ ご来所の際は、公共交通機関をご利用ください。
- ◆ 徒歩／西鉄久留米駅から約10分（約700m）
- ◆ バス／西鉄久留米駅2番乗り場から、  
①諏訪野町経由八女行き31番バス、  
または②諏訪野町経由青峰団地行き3番バスに乗車し、「税務署前」で下車。  
徒歩5分

久留米市諏訪野町 1830-6  
えーるピア久留米

## Google Map

